

鹿沼市地域防災計画

【本 編】

令和 7 年度修正

鹿沼市防災会議

《目 次》

【第1章 総 則】

第1節	計画の目的等	101
第1	計画の目的	101
第2	計画の構成	101
第3	他の計画との関係	101
第4	計画の修正	101
第2節	防災関係機関・住民の責務等	102
第1	防災関係機関	102
第2	住民・事業者	110
第3節	鹿沼市域の概況	111
第1	自然条件	111
第2	社会条件	115
第3	災害履歴	116
第4節	被害想定等	119
第1	地震被害想定	119
第2	災害危険箇所	119
第5節	防災ビジョン	122
第1	基本理念	122
第2	重点施策	123

【第2章 災害予防計画】

第1節	防災意識の啓発	201
第1	住民の防災意識の啓発	201
第2	防災上重要な施設の管理者等の教育	202
第3	職員に対する防災教育	202
第4	防災に関する調査研究	203
第5	言い伝えや教訓の継承	203
第2節	地域防災力の向上	204
第1	住民・事業者の対策	204
第2	自主防災体制の整備	205
第3	消防団の活性化	206
第4	女性防火クラブの育成・強化	207
第5	災害ボランティアの環境整備	207
第6	人的ネットワークづくりの推進	207
第3節	防災訓練	208
第1	総合防災訓練	208
第2	図上訓練	208
第3	非常招集訓練	209
第4	通信訓練	209
第5	消防訓練、水防訓練	209
第6	自主防災訓練	209

第4節	災害時における要配慮者支援体制の強化	210
第1	高齢者、障害者、乳幼児等に対する対策	210
第2	社会福祉施設等における対策	213
第3	外国人支援策	214
第5節	物資等の備蓄、調達体制の整備	215
第1	住民等の備蓄促進	215
第2	市の備蓄整備	215
第6節	都市の防災構造の強化	217
第1	災害に強いまちづくり	217
第2	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	218
第7節	土砂災害・山地災害・地盤災害対策の強化	219
第1	土砂災害防止法に基づく被害防止対策	219
第2	造成地災害防止対策の推進	220
第3	被災宅地危険度判定制度の整備	221
第4	がけ崩れ防止等対策	221
第5	土石流防止等対策	222
第6	地すべり防止等対策	223
第7	山くずれ防止等対策	224
第8	液状化対策の推進	224
第8節	水防対策の強化	225
第1	水防体制の充実	225
第2	治水対策	226
第9節	農林業関係予防対策	227
第10節	情報収集・伝達体制等の強化	228
第1	通信手段の確保	228
第2	災害広報体制の整備	228
第3	情報収集・伝達体制の整備	229
第4	安否情報システムの整備	229
第11節	避難対策の充実	230
第1	指定緊急避難場所の指定及び指定避難所の指定・整備	230
第2	避難に関する知識の周知	231
第3	避難体制の整備	231
第4	避難場所の管理・運営体制の整備	233
第12節	災害廃棄物処理体制の整備	234
第1	廃棄物処理施設等の災害予防対策	234
第2	災害時の廃棄物処理計画	234
第13節	火災予防、消防・救助・救急体制の強化	235
第1	火災予防	235
第2	消防力の強化	236
第3	救急・救助力の強化	237
第4	消防応援受入体制の整備	238
第14節	医療救護体制の強化	239

第 15 節	緊急輸送対策の強化	240
第 1	緊急輸送道路の選定・整備	240
第 2	ヘリポート等の指定・整備	240
第 3	緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	241
第 16 節	防災拠点の整備	242
第 17 節	建築物の災害予防	243
第 18 節	ライフライン等災害予防対策	244
第 1	上水道	244
第 2	下水道、その他市設置による生活排水処理施設	245
第 3	電力施設	245
第 4	都市ガス	245
第 5	電気通信施設	245
第 6	鉄道施設	246
第 7	バス	246
第 19 節	危険物施設等災害予防対策	247
第 1	消防法上の危険物	247
第 2	火薬類	247
第 3	L P ガス	248
第 4	高圧ガス	248
第 5	毒物・劇物	249
第 6	放射性物質	249
第 20 節	文教対策の強化	250
第 1	公立学校の対策	250
第 2	社会教育施設の対策	251
第 3	私立学校の対策	252
第 4	文化財等の安全対策の促進	252
第 21 節	相互応援体制の強化	254
第 22 節	大規模火災等予防対策	255
第 1	火災予防対策の推進	255
第 2	堆積物対策	256
第 3	林野等の整備	256
第 4	消火活動への備え	256
第 23 節	交通事故関係災害予防対策	257
第 1	事業者・管理者等の情報提供	257
第 2	安全な運行の確保	257
第 3	交通施設等の安全対策	258
第 4	迅速かつ円滑な応急対策への備え	258
第 24 節	放射性物質等運搬事故予防対策	260
第 25 節	原子力災害予防対策	261
第 1	初動体制の整備	261
第 2	住民等への情報伝達体制の整備	262
第 3	避難活動体制等の整備	262

第4	モニタリング体制の整備	264
第5	住民等の健康対策	264
第6	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	265
第7	児童生徒等の安全対策	265
第8	住民等に対する普及・啓発活動	266
第9	防災訓練の実施	266
【第3章	地震応急対策計画】	
第1節	災害応急活動体制	301
第1	市の非常配備	301
第2	市本部の設置・運営	303
第2節	災害情報の収集・伝達	310
第1	情報収集・伝達手段の確保	310
第2	地震情報の収集・伝達	311
第3	被害情報の収集、調査	312
第4	情報のとりまとめ	314
第5	県等への報告	315
第3節	応援協力の要請・受入れ	316
第1	自衛隊の災害派遣要請の要求	316
第2	県等への応援要請	318
第4節	災害救助法関連業務	321
第1	実施責任者	321
第2	法の適用	321
第3	適用時の事務	322
第5節	避難対策	323
第1	避難指示	323
第2	警戒区域の設定	324
第3	避難の誘導	325
第4	避難所の開設、運営	325
第5の2節	広域一時滞在対策	330
第1	制度概要	330
第2	県内市町における一時滞在	330
第3	県外における一時滞在	331
第4	他都道府県からの協議	332
第5	費用負担	333
第6節	災害警備	334
第1	警備活動	334
第2	防犯灯等の応急措置	334
第7節	救急・救助・消火活動	335
第1	救助・救急活動	335
第2	消火活動	336
第3	応援要請	336
第8節	医療救護	338
第1	医療救護活動	338

第 2	被災者等の健康管理	339
第 9 節	二次災害の防止	340
第 1	建築物等	340
第 2	道路・鉄道	340
第 3	河川・砂防・治山施設等	341
第 4	水防活動	341
第 5	危険物等	341
第 10 節	緊急輸送対策	342
第 1	緊急輸送路の確保	342
第 2	緊急輸送手段の確保	343
第 3	輸送拠点の確保	344
第 11 節	食料・飲料水・生活必需品の供給	346
第 1	給水	346
第 2	食料の供給	347
第 3	生活必需品の供給	348
第 12 節	農林業対策	350
第 13 節	保健衛生、遺体の埋火葬等	351
第 1	保健衛生対策	351
第 2	遺体の処置、埋火葬等	352
第 3	飼養動物等対策	353
第 14 節	避難行動要支援者対策	354
第 1	高齢者、障害者等の支援	354
第 2	外国人の支援	355
第 15 節	廃棄物等の処理	356
第 1	ごみの収集・処理	356
第 2	し尿の収集・処理	356
第 3	がれき処理	357
第 16 節	文教対策等	359
第 1	教育対策	359
第 2	保育対策	360
第 3	文化財	360
第 17 節	住宅支援	361
第 18 節	ボランティアの受入れ	362
第 19 節	ライフライン等の応急対策	363
第 1	上水道	363
第 2	下水道、その他市設置による生活排水処理施設	364
第 3	電力施設	364
第 4	都市ガス施設	365
第 5	電気通信施設	365
第 20 節	旅客・帰宅困難者対策	366
第 21 節	災害広報・相談等	367
第 1	災害広報	367
第 2	災害相談	369

第 22 節	義援金等の募集・受入れ	370
第 1	義援金の募集及び受付け	370
第 2	救援物資の募集・受入れ	370
第 23 節	南海トラフ地震に関する情報発表時の対応	372

【第 4 章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画】

第 1 節	災害応急活動体制	401
第 1	市の非常配備	401
第 2	市本部の設置・運営	403
第 2 節	災害情報の収集・伝達	409
第 1	情報収集・伝達手段の確保	409
第 2	警報等の収集・伝達	409
第 3	被害情報の収集、調査	412
第 4	情報のとりまとめ	413
第 5	県等への報告	414
第 3 節	応援協力の要請・受入れ	415
第 1	自衛隊の災害派遣要請の要求	415
第 2	県等への応援要請	415
第 4 節	災害救助法関連業務	416
第 1	実施責任者	416
第 2	法の適用	416
第 3	適用時の事務	416
第 5 節	避難対策	417
第 1	避難指示等	417
第 2	警戒区域の設定	419
第 3	避難の誘導	419
第 4	避難所の開設、運営	419
第 5 の 2 節	広域一時滞在対策	420
第 1	制度概要	420
第 2	県内市町における一時滞在	420
第 3	県外における一時滞在	420
第 4	他都道府県からの協議	420
第 5	費用負担	420
第 6 節	災害警備	421
第 1	警備活動	421
第 2	防犯灯等の応急措置	421
第 7 節	救急・救助	422
第 1	救助・救急活動	422
第 2	応援要請	422
第 8 節	医療救護	423
第 1	医療救護活動	423
第 2	被災者等の健康管理	423
第 9 節	災害の警戒・防御	424

第 1	水防活動	424
第 2	土砂災害の警戒、応急措置	424
第 3	雪害の応急措置	424
第 4	斜面宅地の応急措置	424
第 5	道路・鉄道の応急措置	425
第 10 節	緊急輸送対策	426
第 1	緊急輸送路の確保	426
第 2	緊急輸送手段の確保	426
第 3	輸送拠点の確保	426
第 11 節	食料・飲料水・生活必需品の供給	427
第 1	給水	427
第 2	食料の供給	427
第 3	生活必需品の供給	427
第 12 節	農林業対策	428
第 13 節	保健衛生、遺体の埋火葬等	430
第 1	保健衛生対策	430
第 2	遺体の処置、埋火葬等	430
第 3	飼養動物等対策	430
第 14 節	避難行動要支援者対策	431
第 1	高齢者、障害者等の支援	431
第 2	外国人の支援	431
第 15 節	廃棄物等の処理	432
第 1	ごみの収集・処理	432
第 2	し尿の収集・処理	432
第 3	がれき処理	432
第 16 節	文教対策等	433
第 1	教育対策	433
第 2	保育対策	433
第 3	文化財	433
第 17 節	住宅支援	434
第 18 節	ボランティアの受入れ	435
第 19 節	ライフライン等の応急対策	436
第 1	上水道	436
第 2	下水道、その他市設置による生活排水処理施設	436
第 3	電力施設	436
第 4	都市ガス施設	436
第 5	電気通信施設	436
第 20 節	旅客・帰宅困難者対策	437
第 21 節	災害広報・相談等	438
第 1	災害広報	438
第 2	災害相談	439
第 22 節	義援金等の募集・受入れ	440
第 1	義援金の募集及び受付け	440

第2	救援物資の募集・受入れ	440
【第5章	大規模火災・事故応急対策計画】	
第1節	災害応急活動体制	501
第1	初動体制	501
第2	市本部の設置・運営	502
第2節	災害情報の収集・伝達	503
第1	情報収集・伝達手段の確保	503
第2	警報、通報等の伝達	503
第3	被害情報の収集、調査	505
第4	情報のとりまとめ	505
第5	県等への報告	505
第3節	応援協力の要請・受入れ	506
第1	自衛隊の災害派遣要請の要求	506
第2	県等への応援要請	506
第4節	災害救助法関連業務	507
第1	実施責任者	507
第2	法の適用	507
第3	適用時の事務	507
第5節	避難対策	508
第1	避難指示	508
第2	警戒区域の設定	508
第3	避難の誘導	508
第4	避難所の開設、運営	508
第5の2節	広域一時滞在対策	509
第1	制度概要	509
第2	県内市町における一時滞在	509
第3	県外における一時滞在	509
第4	他都道府県からの協議	509
第5	費用負担	509
第6節	緊急輸送、代替輸送対策	510
第1	緊急輸送活動	510
第2	代替輸送活動	510
第3	交通の確保等	510
第7節	救急・救助・医療・消火活動	511
第1	救助・救急・医療活動	511
第2	捜索活動	511
第3	消火活動	511
第8節	災害広報・相談等	514
第1	情報発信	514
第2	問い合わせへの対応	514
第9節	危険物流出対策	515
第1	応急措置	515
第2	道路事故における対策	515

第 10 節	放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	516
第 11 節	原子力災害応急対策	517
第 1 節	放射能汚染対策本部の設置	517
第 2 節	防災業務関係者の安全確保	517
第 3 節	情報の収集・連絡活動	518
第 4 節	住民等への情報伝達	519
第 5 節	屋内退避・避難誘導等	520
第 6 節	モニタリング活動	522
第 7 節	医療活動等	523
第 8 節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	523
第 9 節	児童生徒等の安全対策	525
第 10 節	緊急輸送活動	525
第 11 節	住民等の健康対策	526
第 12 節	風評被害対策	527
第 13 節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	528
第 14 節	損害賠償	529
第 15 節	各種制限の解除	530
第 12 節	放射性物質運搬事故応急対策	531
第 13 節	石油類等危険物施設事故応急対策	532
第 1 節	爆発、火災対策	532
第 2 節	漏洩対策	532
第 14 節	ガス事故応急対策	534
第 1 節	L P ガス・一般高圧ガス	534
第 2 節	都市ガス	535
第 15 節	火薬類事故応急対策	536
第 16 節	毒物・劇物事故応急対策	537
第 17 節	応急復旧	538
第 1 節	公共施設等の対策	538
第 2 節	林野火災後の対策	538
第 3 節	大規模事故後の対策	538
第 4 節	危険物等事故災害後の対策	538
【第 6 章	災害復旧・復興計画】	
第 1 節	災害復旧・復興体制	601
第 1 節	災害復旧・復興体制	601
第 2 節	復興計画の策定	602
第 2 節	生活等の再建支援	604
第 1 節	被災者の支援	604
第 2 節	中小企業者、農林業者の支援	605
第 3 節	災害復旧事業の促進	607